

東京電力福島第一原子力発電所敷地内において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する告示の一部改正について

令和3年2月12日
原子力規制庁

1

背景

背景

○東京電力の福島第一原子力発電所(1F)においては、原子炉等規制法第64条の2第1項の指定を受け、特定原子力施設として廃炉に向けた作業が行われている。

○廃炉作業の一環として、日本原子力研究開発機構(JAEA)は、瓦礫等固体廃棄物の性状把握等を行うため、1F敷地内に分析・研究施設(第1棟)の設置を進めている。(参考資料:放射性物質分析・研究施設の概要)
○JAEAでは、分析・研究施設(第1棟)における瓦礫等固体廃棄物の分析において、微量の放射性同位元素(RI)を標準試料として取り扱う計画である。

○分析研究施設(第1棟)は、瓦礫等固体廃棄物と放射性同位元素を取り扱うため、原子炉等規制法(炉規法)と放射性同位元素等規制法(RI法)の両法の許認可が必要である。
○炉規法については、平成29年3月東京電力が、第64条の3第2項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可を受けた。
○RI法については、JAEAが第3条第1項に基づく使用許可申請を行う予定。

2

改正の考え方

改正の考え方

- RI法に基づく工場又は事業所の境界における線量の制限には、他の許可施設の事故に由来する放射線による線量を含めることを求めている。
- 炉規法に基づく周辺監視区域の外側における線量の制限についても同様に、他の許可施設の事故に由来する放射線による線量を含めることを求めている。
- 一方、1Fにおいては、事故時の放出により沈着した放射性物質により、周辺監視区域付近のモニタリングポストの値は1mSv/yを超えている状況にある。

○1Fについては、炉規法に基づく特定原子力施設の規制において、上記のような特殊環境下であることを踏まえ、「特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量(施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値)を、平成25年3月までに1mSv/y未満とすること。」を求めており、現状は当該実効線量が1mSv/yを下回っている状況にある。

○このように特別な管理が行われている1F敷地内に設置される分析・研究施設について、RI法に基づく許可申請が予定されていることを踏まえ、RI等を取り扱う事業所境界の線量は、当該許可施設自らに起因する放射線について算定するものであることを入念的に規定する。

原子力規制委員会での審議

○原子力規制委員会は、本告示改正案について、第35回委員会(R2.10.28)及び第37回委員会(R2.11.11)における審議を経て意見募集を実施し、第53回委員会(R3.2.3)において、本案を含む複数案の議論、採決を経て本案どおり改正する方針とし、放射線審議会への諮問を了承した(これまでの審議の詳細は別紙参照)。

3

改正内容

本告示第24条に第2項を新設し、1F敷地内においてRI等を取り扱う工場又は事業所の境界線量は、その放射線施設自らに起因する放射線による被ばくについて算出するものであることを規定するための改正を行う。

本告示第24条改正条文案

(線量等の算定における除外等)

第二十四条 第四条から第七条まで、第十条、第十四条、第十四条の二、第十七条から第二十条まで及び第二十二條の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空気中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空気中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。ただし、次項の規定により算定する実効線量については、この限りでない。

2 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十二番地所在の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の敷地内にある工場又は事業所に設置される放射線施設(規則第一条第九号に規定する放射線施設をいう。)について、第十条第二項第一号に規定する実効線量を算定する場合には、当該放射線施設において取り扱う放射性同位元素、放射線発生装置又は放射性汚染物(規則第一条第二号に規定する放射性汚染物をいう。)から発生する放射線による被ばくについて算出するものとする。

4

分析・研究施設の運用について

運用の予定について

- 分析・研究施設は、1F敷地内に設置され、瓦礫等固体廃棄物とRIの混合物を取り扱うため、施設及びその取り扱い物は炉規法とRI法の両法による規制の適用を受ける。
- 分析・研究はJAEAが担い、発生した廃棄物の管理は東京電力が担う。
保安活動全体の統括管理は、炉規法に基づく実施計画において、廃炉作業の一環として東京電力が行う方針である。
- 分析・研究に伴い発生する放射線による線量については、廃炉作業の一環として、特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量(施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値)が、全体として1mSv/y未満となるよう管理することを求めていく。
- 放射線業務従事者の被ばく線量は、従来と変わらず、事故由来の線量を含めて管理される。
現行において行われている管理方法から変わりなく、1F出入口において、一般的に放射線管理区域に入退域する際と同様な管理が行われ、敷地内作業員の全てが対象となる。

5

参照条文(規則)

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則

(使用施設の基準)

第十四条の七 法第六条第一号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 使用施設には、次の線量をそのそれぞれについて原子力規制委員会が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

ロ 工場又は事業所の境界(工場又は事業所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、工場又は事業所及び当該区域から成る区域の境界)及び工場又は事業所内の人が居住する区域における線量

四～九 (略)

2～6 (略)

6

参照条文(告示)

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号)(抄)

(遮蔽物に係る線量限度)

第十条 規則第十四条の七第一項第三号(規則第十四条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ)に規定する同号イに掲げる線量に係る線量限度については、実効線量が一週間につき一ミリシーベルトとする。

2 規則第十四条の七第一項第三号に規定する同号ロに掲げる線量に係る線量限度については、次のとおりとする。

一 実効線量が三月間につき二百五十マイクロシーベルト(次号に該当する場合を除く。)

二 病院若しくは診療所(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項の介護老人保健施設を除く。)の病室又は同条第二十九項の介護医療院の療養室における場合にあつては、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルト

(診療上の被ばくの除外等)

第二十四条 第四条から第七条まで、第十条、第十四条、第十四条の二、第十七条から第二十条まで及び第二十二條の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除く

ものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。

7

参考資料



1. 放射性物質分析・研究施設の概要

2

大熊分析・研究センターでは、福島第一原子力発電所(1F)の廃止措置に向けた固体廃棄物及び燃料デブリの性状把握等を通じた研究開発を行う放射性物質分析・研究施設を整備している。同施設は以下の3施設で構成される。



施設管理棟：居室並びに分析のモックアップ等を行うワークショップを有する施設

第1棟：ガレキ類、伐採木、焼却灰、汚染水処理に伴い発生する二次廃棄物等の低中線量試料の分析等を行う施設

第2棟：燃料デブリ等の分析等を行う施設



<敷地全体配置図>

令和2年度原子力規制委員会
第35回会議議事録

令和2年10月28日（水）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会 第35回会議

令和2年10月28日

10:30～12:00

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の一部改正について
- 議題2：原子力災害対策指針及び関係規則類の一部改正及びこれに対する意見募集の結果について（緊急時活動レベル（EAL）の見直し）
- 議題3：東京電力福島第一原子力発電所において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の一部改正及び意見募集の実施について
- 議題4：震源を特定せず策定する地震動に関する基準類の改正の方針について（第5回）
- 議題5：審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について－令和2年度の実施計画の策定と次年度以降の進め方－
- 議題6：第42回技術情報検討会の結果概要等について

○更田委員長

三つ目の議題は、「東京電力福島第一原子力発電所において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の一部改正及び意見募集の実施について」。説明は宮本管理官から。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本でございます。

資料3になります。本件は今、御紹介いただきましたとおり、東京電力福島第一原子力発電所、これは現在特定原子力施設として廃炉作業が行われているという状況でございますけれども、そこで分析のために放射性同位元素を扱うという計画がありまして、そのための放射性同位元素等規制法（放射性同位元素等の規制に関する法律（RI法））に関係します告示（平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）（数量告示））を改正したいというものでございます。

経緯は今、申し上げましたとおりでございますまして、福島第一原子力発電所内に分析施設を建てまして、そこで瓦礫等固体廃棄物の性状分析を行うということで、現在、この施設については東京電力が建設中ではございますが、東京電力が特定原子力施設としての認可を受けているという状況でございます。

なお、分析の方はこの第1棟だけではなくて第2棟の計画、これは燃料デブリの分析が予定されておりますけれども、こちらの方は特定原子力施設の実施計画（福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画）の申請がされているという状況でございます。

これに関しまして、分析を行うに当たって微量の放射性同位元素を標準試料として用いて性状把握をするという計画になっているということで、放射性同位元素等規制法の取扱いについて相談を受けたという状況でございます。

現在、規制の状況がどうなっているかということでございますけれども、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法、炉規制法））に基づきます廃棄物を取り扱うということで、特定原子力施設の認可が取られているわけではございますけれども、これに加えて、放射性同位元素を取り扱うために、同法（※正しくは、放射性同位元素等規制法）の許可も必要という状況になってございます。

放射性同位元素の使用に関しましては、その被ばく線量等の算定をする必要がございますまして、その規定につきましては、告示（数量告示）第10条第2項に事業所境界の実効線量を3か月につき $250\mu\text{Sv}$ 以下にするという規定がございます。これに関しまして、数量告示の方で、この算定に当たりまして、診療及び自然放射線の被ばくは除外できるということになってございますが、2ページの頭に移っていただきまして、現在は、自然放射線以外の事故により放出された放射性物質の影響によりまして、この線量限度を超えているという状況でございます。

これによりまして、この分析作業は計画されていることございまして、この事業所の境界線量につきまして、放射性同位元素を取り扱うことに関する算定に変えるという規定

を設けるという告示改正をしたいということでございます。

3の(1)でございますけれども、具体的には数量告示第24条第1項に先ほど規定がございましたけれども、第2項でこの福島第一原子力発電所内で放射性同位元素を取り扱う場合の規定を新たに設けたいというものでございます。

具体的には5ページになります。現在の規定が第24条第1項でございますして、その5行目に「診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除く」となっております。それに「ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。」ということで、第2項といたしまして、福島第一原子力発電所の敷地内で使われる放射線施設についての扱いということで、これは放射性同位元素、放射線発生装置、放射性汚染物から発生する放射線による被ばくについて算出するというもので、この中にあっては、この許可を受けて使うものから発生するもので算出をすればいいということに限定したいというものでございます。

これでもしよろしければということでありまして、今後の扱いの方は2ページにお戻りいただきまして、意見募集を行い、放射線審議会での諮問を受けて、その答申を踏まえて、最終的には御決定いただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

これは、本来は施設が稼働することによって生じる放射線に対する基準であって、飽くまで施設側の基準であるにもかかわらず、あたかも個人の被ばくを問題にしているかのような立て付けになっているのです。ですから、自然放射線による被ばくとか診療による被ばくとかそういうことが出てきてしまうのですけれども、そもそも立て付けが悪いので、本来は根本から改正すべきだと思うのですが、現に今、福島第一原子力発電所)で分析棟を建てるに当たって、早急に対応しないと、改正のために1F(福島第一原子力発電所)の分析が滞ってしまうということがあってはいけませんので、やむを得ない措置かなとは思いますが。

○更田委員長

ほかにありますか。

今の点で言うと、「ただし」以降で除くのではなくて、その前段で、線量の算定に当たってはその施設からのと変えるだけで済んでしまうのではないかと思うのだけれども。そうすると他施設で何か支障がありますか。

○伴委員

その辺も、告示の書きようを変えることで、全体を解消できるならば私はその方がいいと思うのですけれども。

○更田委員長

通しの5ページの新旧対照表というか改正前と改正後を比べたもので、改正後で、「実効線量又は等価線量を算定する場合には」の後に「当該施設からの」としてしまえば、伴委員のおっしゃっている趣旨は、むしろ文字数を考えればそちらの改正の方が少ないぐらいのようには思うのですけれども。「当該施設からの」とやってしまうと、何か問題があるのですか。

○伴委員

むしろ事務局に確認したいのは、それで何か全体の整合性に支障が生じることがないのかどうか。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本でございます。

今の伴委員からの根本的な話については、これまでもお聞きして分かっているところがありますけれども、ここのところは原子炉等規制法でありますとか、あとは放射線の定義でありますとか、いろいろなところが関係してくるということで、その辺の精査等にも時間が掛かるということで、この現在ニーズが生じております福島第一原子力発電所の中の扱いを特出しする形で規定を設けたいというのが、現在この提案をさせていただいた趣旨でございます。

○山田長官官房核物質・放射線総括審議官

核物質・放射線総括審議官の山田でございます。

今、宮本管理官からありましたとおり、この規定はRI法だけではなくてほかの規則、ほかの法令についても同様の考え方で規定がされておりますので、もし考え方を全て変えるとすると、全体についてどうするのかという議論をしなければいけないということが一つありますのと、それから、これは施設の放射線遮蔽の性能についての基準ということでございますけれども、その際の性能の水準として、RI法の場合は3か月で250 μ Svでございますけれども、年間1mSvという数字が定められておりますが、これは必ずしも直接的に関係しているわけではありませんが、一般公衆1mSvとの関係で、この辺りの水準でということと定められておりますので、この水準をどうするのかというところの議論も改めてしっかりとやっていく必要があるのではないかとということも考えられますので、もし伴委員の御指摘のようなことで考え方を変えるということであれば、そういった根本的なところの議論からもやり直す必要があるのではないかとということで、今回は必要に合わせて、この改正だけということを進めさせていただければと考えております。

○更田委員長

分かりました。私は釈然としないのだけれども。

○伴委員

具体的にどこに響いてくるのかというのが私は見えてないので、今の説明をすんなりああそうですかと受け入れるのもまた難しいのですけれども、ただ、今おっしゃった考え方

を変えるのではなくて、そもそもがおかしいのですよ、これ。だって線源があつて人がいて被ばくするのに、線源側の問題であるにもかかわらず、それを何か人が受ける全ての被ばくについて論じているような格好になっているので、そもそもがおかしいのです。だから、考え方を変えるということではないのです。

○山田長官官房核物質・放射線総括審議官

山田でございます。

伴委員の御指摘はそのとおりだと思うのですが、今は施設の性能を線量の水準で決めるという仕組みになっておりますので、そこの考え方を少しきちんと議論しなければいけないのではないかと考えられると私自身は思っております。

○更田委員長

もう一回、繰り返しになりますけれども、5ページで、実効線量又は等価線量を算定する場合には、当該放射線施設において取り扱ううんぬん、要するにただし書の最後の文章にいきなりつなげて終わってしまって、ほかの施設が何か困りますか。というか、ほかの施設に対する規制が何か変化しますかね。

よく分からないけれども、精査していないから今の時点ではということなのだろうと思うのです。精査してみるととんでもないところに引っ掛かりが生じるかもしれないから、ここはただし書で特例にしておきたいという説明に聞こえますけれども。

○山田長官官房核物質・放射線総括審議官

山田でございます。

正直に申し上げてしまいますと、御指摘のとおりだと言わざるを得ないと思います。

○更田委員長

精査するのに時間がかかりますか。

○山田長官官房核物質・放射線総括審議官

私の理解では、この敷地境界の線量をどのような水準で決めるべきかという議論につながっていくのではないかと理解をしております。

○更田委員長

例えばですけれども、他の線源も考慮してとかというような議論がないとも限らないという意味ですね。

○山田長官官房核物質・放射線総括審議官

はい。

○更田委員長

極めてトリッキーだとは思いますが、議論としては、ある施設があつて、線源を取り扱って、敷地境界で押さえるといったときに、他の線源の考慮うんぬんという議論が、変な議論だとは思いますがゼロではないかな。

伴委員。

○伴委員

その理屈でいくと、例えばある施設を造って、それについては基準を満たしていますと。ただ、それなりの、要は基準全体に対して割合がありますと。後から造る施設はさらに厳しい水準を要求されることになるので、そんなことがあるのは本来おかしいのですよね。だから、当該特定の使用許可の対象になる施設についてのみ評価すべきなのに、ほかのものがくっついてくるといのはどう考えてもおかしいのですよね。

○山田長官官房核物質・放射線総括審議官

山田でございます。

その点についてはそのとおりだと私も理解をしております、線量を施設に関する基準として定めるとするとすれば、施設由来の線量で押さえるべきであるということについてはそのとおりだと思いますけれども、今回、施設由来ということで線量の限度を決めるということになるとすると、その水準はどうするのだという議論も併せてする必要が出てくるのではないかと私自身は理解をしております。

○伴委員

それをきちんとやろうとすれば、それこそ線量拘束値に近い概念を持ち出す必要があるのですけれども。その辺も含めて根本から議論するのに時間がかかるのでということであればそれは分かりますが、とにかくそもそもがおかしいということは強調しておきたいと思います。

○山田長官官房核物質・放射線総括審議官

それについては、私もそのように考えます。

○更田委員長

本当かな。根本議論に時間がかかりますか。そもそもの趣旨からいったら、とんでもないと言ったら失礼だけれども、異論が出ないとは思わないけれども、そもそも施設の遮蔽性能なり押さえるということがこの条項の趣旨であるということは間違いないと思うのですよ。そうであるならば、実効線量又は等価線量を算定する場合には、当該放射線施設において取り扱ううんぬんにつながって、何ら変ではないですよ。

ほかの委員、御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

一般的にそうだとは思いますが、これは1Fのサイトの中にある分析棟に特化した話ですから、一般論とは違うのではないかと思うのですよ。だから、この場合にはこれでいいのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○伴委員

今の点については必ずしもそうではなくて、例えば1Fの事故によって汚染された地域があるわけですが、それなりの線量率があるところで、今後新たにRI（放射性同位元素）の使用許可を取りたいという施設が出てきたときに正に問題になるのです。

○片山原子力規制庁次長

次長の片山です。

恐らく今のような議論が放射線審議会で行われることになります。原子力規制委員会が所掌している法令以外のものも含めて、今このような考え方で出来上がっているというようになるとすると、全体をどう整理するかという議論になろうかと思います。

それに一体どれぐらいの時間がかかるのかというのは、放射線審議会は独立した8条委員会（国家行政組織法第8条に基づく委員会）として設置されておりますので、よく分からないところがあります。もちろんこれだけ諮問したとして、どのような議論が放射線審議会で行われるのかというのはあるわけですが、他方で、この分析棟での分析というのは、ある一定のスケジュール感を持って進められようとしているところがあります。その辺りをどのように考慮するのかという視点も要るのではないかと思います。

○伴委員

今の次長の説明だと、RI法だけではないのだという話に聞こえるのですが、例えば医療法なんかでも同じようになっているのですか。

○片山原子力規制庁次長

今、現実に調べたわけではありませんけれども、基本的にこれまで技術的な基準というのは斉一化をされてきておりますので、同じような規定ぶりになっているということは想定されますけれども。

つまり、施設由来のものに限るといようなことを明定しているものがほかにあるかどうかですけれども、事務的に分かりますか。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

宮本です。

申し訳ありません。今のはすぐには分かりません。少なくとも炉規法は同じ作りになっている。

○更田委員長

そんなことは聞かれていません。

東電（東京電力）のこの施設を建設したいという計画があるだろうから、そういった意味では、どのぐらい一刻を争っているのかという話なのですから、例えば1週間あげるから本当にはねるのか、はねないのかで、1週間では潰せなかったもので、やはりこのとおりただし書でやらせてくれなのかというのは、その作業にそんなに時間がかかりますか。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本です。

それにどれぐらいかかるかというのは申し訳ありません、分かりませんが、取りあえず1週間のできる範囲でということであれば、まずそれでやってみたいと思います。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

要するに、伴委員がおっしゃるように、正に施設由来のものを規制する趣旨であると。

ある種の利用者規制であるから、事業者の事業活動によって生じたものを規制する趣旨であるというのは、ファンクショナルな（機能面での）説明としてはおっしゃるとおりだと思うのですが、必ずしも条文の立て付けがそうになっていない。これは炉規制法の中でも同様なのですが、かつ、伴委員がおっしゃるところの「当然の考え」というのが、必ずしもドキュメント（文書）として原子力規制委員会が今まで表明してきたわけではない可能性がありまして、その辺の考え方を、こうであるということが言うことができれば、それに伴って条文もこう書くということになるのだらうと思うのですが、そこは取りあえず1週間、2週間で努力しますが、その上でお諮りさせていただきたい。伴委員のおっしゃるような考え方をまず、考え方としてこうなのだ。炉規制法であれ、RI法であれ、事業者規制であるから、事業者の事業活動について生じるものについて規制しているのが本来の趣旨であって、それはしたがって、条文の書き方等もそれを反映させたものであるべきだということをまず出発点として言えるかどうかについて、そこは若干時間を、なるべく早くやりますけれども。

○更田委員長

まずは難易度についてだけ当たりをつけてもらってもいいのですしね。

○荻野長官

難易度について、なるべく早くお諮りすることにしたいと思います。

○更田委員長

1週間、2週間めどでだと思います。

ほかに御意見はありますか。

石渡委員。

○石渡委員

私は、これは個別の事業者の個別の特定の施設が視野に入った改正ですので、ここではこれは認めて、その上で改めて必要な改正をするというやり方がいいのではないかと考えるのですが、

○更田委員長

ほかに御意見はありますか。

当面、線量が立っている地域での他の申請というのは、見通されていないですか。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

今のところ、聞いていることはございません。

○更田委員長

ただ、この本文というか元の文は、何か変だと思えますけれども。本文の方というか元の文の方に手を入れることが本当にそんなに困難なのかというのは調べてもらわないと、困難であるかどうかすら分からないということなので。ここで裁決するというよりは、私は少なくとも1週間ないしは2週間検討してもらおうと思えますけれども。

伴委員。

○伴委員

そうしていただけるのならば、私もその方がいいと思っていて、確かに作業者に関しては労安法（労働安全衛生法）、電離則（電離放射線障害防止規則）の方で全体を見ているので、そこであらゆる線源からの被ばくがこれを超えないようにという規定の仕方ができるのですけれども、公衆の被ばくに関してはそのようなものは難しいので、それで苦肉の策でこのようにしたという可能性は確かになくはないのです。だから、仮にそうだとすれば、それは恐らく本当に放射線審議会として全体をどう考えるべきかというところにつながっていく可能性はあります。それは否定しないので、その辺も含めてどれぐらい難易度が高いのかということの説明をしていただければと思います。

○更田委員長

田中委員、山中委員、いかがですか。

山中委員。

○山中委員

非常に大きな話になりそうな気はするのですけれども、1～2週間検討していただいて、特段時間がかかるような問題ではないということであれば、根本から直すという方がよりすっきりするのかなと。伴委員が言われることはすごくよく理解できるので、ものすごく時間がかかって、難易度が高くなければ、見直していただく方がいいかなと。そこをまず1～2週間で押さえていただいて、結論を出したらどうかと思います。

○更田委員長

田中委員、いかがですか。

○田中委員

先ほどは、これは特別なものだからとも言ったのですけれども、根本的にこういう考え方等がいいのかどうか、考えてみるいい機会だと思いますので、やってみてもし対応できるのならばいいし、できないのであれば仮の考えをやっていって、さらに大きな考えで対応していくというのもいいのかなと思います。

○更田委員長

私も今日の時点において、難易度が高いということについて納得のいく説明が得られていないので、少なくとも短期間検討してもらいたいと思います。

それでは、そのように進めてもらいたいと思います。また改めて議論したいと思います。

令和 2 年度原子力規制委員会
第37回会議議事録

令和 2 年11月11日（水）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会 第37回会議

令和2年11月11日

10:30～12:15

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可について（案）
- 議題2：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について
- 議題3：令和2年度第2四半期の原子力規制検査等の結果報告及び検査計画の見直しについて
- 議題4：東京電力福島第一原子力発電所において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の一部改正案及び意見募集の実施について（その2）

○更田委員長

四つ目の議題ですが、「東京電力福島第一原子力発電所において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の一部改正案及び意見募集の実施について（その2）」。これは前回、伴委員からの指摘があつてということですがけれども、それで実際、ほかにはねるとしたときにどのぐらいはねるのかという意味も含めて調べてもらいましたので、宮本管理官から。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本でございます。

資料は資料4になります。

2ページ目のところ、経緯につきましては、今、更田委員長から御紹介いただきましたので省略させていただきます、まず調べましたことが大きく二つございます。他法令の規定がどうなっているかということと、その基礎となっているICRP（国際放射線防護委員会）の勧告がどうなっているかということでございます。

まず一つ目、2ページの2といたしまして、他法令の規定がどうなっているかということで、RI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）も入れまして10法令ありますけれども、全て診療や自然放射線による被ばくを除く、含めないという形で規定している。一部には、規則、告示レベルでの規定はないという状況でございました。なので、診療や自然を除くということについては、全体的に統一されているという状況でございます。

3ページのICRPの考え方がどうなっているかということでございますけれども、ここは職業被ばくと公衆被ばくに分かれておりまして、3ページの下のところは職業被ばくでございますけれども、ここには人工放射線源については、4ページにまたがりませんが、該当事項を免除されていない限り、職業被ばくに含めるべきであると。

その下、公衆被ばくについては、下の方に線が引いてございますけれども、既に環境中に存在する自然又は人工の放射性物質は、公衆被ばくに関する線量限度の範囲の外であるということになってございます。

このようなことから、東京電力福島第一原子力発電所で既に環境中に存在する人工放射性物質からの線量の扱いに関しましては、公衆被ばくについては範囲外であり、職業被ばくというところには含めるということになると考えてございます。

この場合の、もう一つ、どれぐらいの難易度、論点があるのかということの検討でございますけれども、現状の数量告示（平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件））第24条の規定は、各規定の全てにわたりましての算出方法として、診療と自然の被ばくを除くと規定していると。それから、それらが明示的に職業被ばくと公衆被ばく、どのような背景かというのを区別しているわけではないということですので、まず一律にはできないということ。

それから、これらを整理しようとした場合にどうなるかというのが4ページの一番下になりますけれども、これらの規定の条項を背景なども含めて分類、整理をしなければいけ

ないということと、他法令との関係も出てくるということがございますので、やろうとすると相当時間がかかってしまうと考えています。

5ページが事務局からの方針の提案でございますが、今回のところは、具体的ニーズが生じている東京電力福島第一原子力発電所内でのRI（放射性同位元素）の取扱いということと、今言った考え方の整理に影響を受けない範囲ということで、事業所境界に関しまず遮蔽物の線量限度の算出について、特例的な扱いとして規定をしたいと考えているものでございます。

もしこの方針でよければということで用意した資料が資料4-2、15ページからになります。前回、本年10月28日の内容と同じということになりますので、この資料は本年10月28日から16ページの意見募集等の日程をスライドさせたという形の資料になっているというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○更田委員長

伴委員。

○伴委員

調べていただいて、ありがとうございました。炉規法、RI法だけではなくて、いろいろな他省の法令にもはねるということが分かりましたけれども、逆に、何でこんなに足踏みをそろえて、こんな変な規定の仕方をしたのだらうというのがあって、そもそも何がきっかけで、いつこのようになったのかというのは分かりますか。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

今回のところは、そこまで踏み込んで背景を調べられていなくて、現在のところでは、他法令がどうなっているか、ICRPがどうなっているかという事実関係までしかできていません。

○伴委員

いずれにしても、言おうとしていることがICRP勧告に反しているとか、そういうことを言っているわけではなくて、そもそも施設由来の放射線に関する規制であるにもかかわらず、何か特定の人の被ばく線量みたいな書き方になっているのがおかしいということや、ずっと言っていますので、そこのおかしさに関しては引き続き私は主張したいと思います。

○更田委員長

伴委員に質問ですけれども、飛行機に乗ったときの被ばくは、パイロットや客室乗務員の方の被ばくというのは職業被ばくに含めるべきであるとしているわけですね。

○伴委員

職業上の被ばくではあるのですけれども、（ICRPの）1990年勧告ではなくて、2007年勧告の考え方で言うと、それは現存被ばく状況にあると。もともとそこに放射線源があるところで、人間が放射線を利用するのではなくて、別の目的で活動したときに、結果的に被ばくが高くなるという状況なので、これは現存被ばく状況であると。

○更田委員長

運航中の航空機が現存被ばく状況にあるという意味ですね。

○伴委員

はい。それに対して、こういった施設等を新たにそこに建設して、新たに操業するというのであれば、言ってみれば、それをやらなければそこから由来する被ばくはゼロなわけですから、全てをコントロールできるので、これは計画被ばく状況である。

だから、こういった線量限度が適用されるのは、基本的に計画被ばく状況だけであるという考え方です。

○更田委員長

そもそも今度の施設というのは、現存被ばく状況下にあるわけではないですか。

○伴委員

ですから、線源としてこういった規制の対象になり得るのは、そこに建てる施設由来のものだけであって、施設を建てる前から存在しているものは違うと。

○更田委員長

それは施設に対する規制であって、施設の遮蔽性能なり何なりを管理するためのという視点だけれども、職業被ばく等々は個人に対する（もの）。視点が違いますよね。人を守ろうとする視点と、施設はちゃんと造れているよねという視点と。けれども、視点が違うといって切り離すわけにはいかなくて、現存被ばく状況下にあって、職業上の理由で一定の被ばくをしようとする施設を造ろうとしたときに、人に対しては当然合算になるわけですよね。

○伴委員

そもそもが基準値といいますか規制値といいますか、それが人に対するものなのか、施設なり線源に対するものなのか、その区別を明確にする必要があって、線量限度は人に対するものですから、特定の人に対してその人があらゆる対象線源から受けるものを全て合算するということになるわけですよね。

○更田委員長

線量限度は人に対するものと言いながら、一つの便宜として、敷地境界上の線量とか、敷地境界上に人がいると仮定してとか、そういったやり方をもってして施設の性能を捉えようとしているから、これは現状がこれだけ展開されているから、今は仕方がないのですという方向の提案ではあるのだけれども、放置していいのかな。何かおかしいと思いますけれどもね。

○伴委員

おっしゃるとおり、非常におかしくて、敷地境界の仮想的な人の線量で評価するというやり方は否定しませんけれども、それは飽くまで施設由来、線源側に対する基準値ですので、本来のやり方としては、公衆の線量限度が1 mSv/年であると。そうすると、特定の施設に対して1 mSv/年のうちのある割合を割り当てる。例えば0.3mSv/年というのを割り当て

て、その1個の施設から0.3mSv/年を超えないようにしてくださいというのが本来のやり方である。

○更田委員長

同じことを言っているのだけれども、施設の立地なり設計の的確性を見るときに、人が敷地境界線上にいと仮定したときに受ける線量が1mSv/年のうちのほかの線源も考慮したときにどのくらいとって、300 μ Sv/年であるとかうんぬんというのは、直感的に分かりやすいし、その施設がどういう影響を与えるものかということを示す上では、一番直接的なやり方なので、そのやり方そのものは否定しないのだけれども、例えば廃棄物の管理施設や処分もそういう手法を使うわけではないですか。こういう状況になったら幾らと、これを飽くまで被ばく線量として。これは表記の仕方ですけれども、これはちゃんと整理されるべきだろうと思いますけれどもね。ただ、これを宮本管理官の方に向けて言うのは酷な話であって、むしろうちの組織で言えば、放射線防護企画課の検討対象なのかな。

○伴委員

今、山田審議官が出てこられますけれども、これは放射線審議会を考えていただく必要があると思いますね。

○山田長官官房核物質・放射線総括審議官

私の理解を申し上げさせていただきますと、放射線審議会だけでも終わらないのではないかと思います。なぜならば、施設の性能の評価になりますので、施設の設計としてどこまでの水準を要求するかという話になりますので、放射線防護だけで決まる話でもなくなってくるのではないかと思いますので、今、問題提起は非常に心に染みておりますけれども、正直申し上げて、うんとうなるしかないというのが私の理解でございます。

○更田委員長

例えば、放射線審議会が仮に議論されて、こういう方向が望ましいとされたところで、放射線審議会は法改正を行うあるいは規則改正を行おうとするときに、各省庁からこれでいいでしょうかと聞かれはするけれども、放射線審議会がこう変えるべきと言って、それに乗るか乗らないかは各省庁次第なのではないですか。

○山田長官官房核物質・放射線総括審議官

それはそうでございますけれども、放射線審議会としてこうあるべきではないかとおっしゃっていただいた以上、我々としては、各省庁との連絡会で、その方向で検討してくださいという働き掛けはしなければいけないかなと思いました。

○更田委員長

いずれにせよ、放射線防護企画課で考えてもらうのかな。例えば放射線審議会に持ち出すにしろ、持ち出さないにしろ、持ち出し方もあるだろうし。

○山田長官官房核物質・放射線総括審議官

繰り返して申し訳ありませんけれども、放射線審議会で原子力施設の防護のレベルをどこにあるべきかという議論をするのは、恐らくかなり難しいのではないかと思います。

○更田委員長

レベルの問題ではなくて、施設の性能と、職業被ばくなどの条文上の表現の問題だと思うのですよ。施設側については、そこでの値は放射線審議会が決めるようなことではないけれども。

○伴委員

先ほど線源と個人と言いましたけれども、元々の表現を使うと、「source related quantity」と「individual related quantity」があるのです。線量限度は後者なのです。けれども、今の法令の規定の仕方は「source related」と「individual related」がごっちゃになっているので、規定の仕方がおかしいのです。

確かに審議官がおっしゃることも分かりますけれども、そもそも立て付けがおかしいので、そこを改めるべきではないかという提言は、放射線審議会にもできるはずですよ。

○片山原子力規制庁次長

原子力規制庁次長の片山です。

体系的にどのように整理をするのが放射線防護の考え方に沿ったものになるのかどうかということ、そういう御議論だと受け止めているのですけれども、つまり、現行の規制に何か穴がある、塞がなければいけないという御議論ではないと基本的に思っております。

その上で、今、山田審議官からも発言がありましたけれども、やろうとなるとかなりの大作業になります。これをすぐリソースを投じてやるべきかどうかということはあるかと思っております。少し事務局の中でも検討はいたしますけれども、放射線防護企画課もいろいろな業務を抱えておりますので、そういう中で、どういう優先順位で議論をしていくのかというのは、少し事務局の中でも考えさせていただければと思います。

○更田委員長

今、伴委員が指示なり要請なりしているのは、まずどういう進め方があって、そもそもどのぐらいのリソースでということの当たりぐらひはつけてくださいということであって、それをやる、やらないは優先順位の決定の問題だから、それは改めて原子力規制委員会が決めればよいことだと思います。

○伴委員

その意味で、今すぐに何かということを行っているわけではないですし、今回これをいじろうとすると大変なので、1Fの問題に関してはスペシャルでやりましょうという提案は私は否定はしません。

けれども、こういったかなり根本のところの問題をずっと残しておくというのは、いかなものかと。将来的には、例えば（ICRPの）2007年勧告の取り入れをしようとしているわけですから、ではそのタイミングに合わせて変えられないのかとか、それぐらいの検討はあってもいいのではないかと思います。

○更田委員長

その上で、まずこれは1Fの話、東京電力福島第一原子力発電所に関わる話で、分析研究

施設の建設に関しても、じっくり検討するからしばらく待っていてねというものではないので、そういった意味で、対症療法的ではあるけれど、事務局の提案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

その上で、伴委員の指摘については、作業の頃合い感や狙うとすれば時期であるとか、進め方等についての分析をしてもらって、まとまったら原子力規制委員会に報告をしてください。ありがとうございました。

令和2年度原子力規制委員会
第53回会議議事録

令和3年2月3日（水）

原子力規制委員会

令和3年2月3日

10:30～12:25

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：東京電力福島第一原子力発電所において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び放射線審議会への諮問について
- 議題2：個人の線量管理と線源の規制に関する法令の規定について
- 議題3：緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チームの設置について
- 議題4：重金属等の有害物質を含む放射性廃棄物の埋設処分に関する対応について
- 議題5：基準地震動の策定に関する審査における不確かさの反映の具体例

○更田委員長

最初の議題は、「東京電力福島第一原子力発電所において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び放射線審議会への諮問について」です。説明は宮本管理官から。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本です。

本件は、放射性同位元素等規制法（放射性同位元素等の規制に関する法律（RI法））の告示（「平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）」（数量告示））の改正をするということにつきまして、パブリックコメント（パブコメ）を実施いたしました。本日は、そのパブリックコメントの意見に対する考え方を取りまとめていただくということと、それを踏まえた告示の改正案、それから、よろしければ放射線審議会への諮問についてということで、御議論いただきたいということでございます。

最初のところは頂いた御意見とその考え方でございますけれども、2ページ目からになります。頂いた意見はいろいろございますけれども、大きく四つに集約されるということで、このような告示の改正自体がどうなのかということ。現在の福島（福島第一原子力発電所（1F））が既に線量限度を超えているのではないかとということ。それから、RI（放射性同位元素）を使うことによってさらに追加の放出になるのではないかとということでございます。最初にその三つでございます。

2ページ目から3ページ目にかけて、大きく三つに分けて説明をさせていただきます。

まず、本改正の趣旨でありますけれども、事故由来の線量につきましては、放射性同位元素等規制法あるいは原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法））におきましても、それぞれ線量を足すことは求められていないということ。東京電力福島第一原子力発電所の事故施設の対応につきましては、実施計画により管理されているということ。それから、このようなことを踏まえ、今回のRI法の分析施設については、許可施設自ら線量の算定をするということを明確にするために告示を改正するものであるということ。この考えを示してございます。

それから、現在の1Fが違法状態ではないかとということでもありますけれども、これは原子炉等規制法によりまして特定原子力施設に指定されまして、それに対する講ずべき事項あるいは実施計画（福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画）によって要求事項がいわゆる追加的放出で1 mSv/年未満ということで、現在はそれが達成されている状態にあるということでございます。

それから、分析施設にRIを新たに持ち込んで、これを許可することによって、更にその分線量が追加されるのではないかとということもございますけれども、法令上はそれぞれの許可で規制されるということになります。これは廃炉作業の一環ということで、先ほどの特定施設の規制の実施計画の中であわせて全体を統括管理し、1 mSv/年未満にするとい

うことで考えているものでございます。

関連いたしまして8ページでございますけれども、これに加えて、放射線業務従事者についてはどうなのかということですが、放射線業務従事者の被ばく管理については、実際に被ばくした線量を把握・管理するというところで、作業環境である事故由来の線量ということも含めて管理をすることになるというものでございます。

9ページは、それぞれ個別にこういう表現なり、こういう考え方はどうだということがありますので、個別に説明をしているものでございます。

10ページは、参考の御意見ということで、直接この告示改正への御意見ということではございませんけれども、これの御紹介をもちまして、今回のパブコメで頂いた御意見は全て御紹介させていただいているということになります。

この考え方がよろしいかどうかということで、次の告示の改正案でございますけれども、13ページになりますが、前回の案から変えているところは基本的にはなくて、(数量告示第24条)第1項の最後のただし書のところだけ、「次項の場合は」と書いてあったのをもう少し明確に「算定する実効線量について」ということで、記載を少し修正したものでございます。

その案でよろしいということであれば、14ページの別紙3ということで、放射線審議会に諮問したいということでございます。

その後でございますけれども、放射線審議会へ諮問して、答申が得られましたら、改めて原子力規制委員会にお諮りして、改正案について決定をしたいということでございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

こういう御意見を頂いて、まずはっきりさせておきたいのは、そもそも現在の1Fの状態がどうなのかということなのですけれども、少なくとも炉規法上は特定原子力施設という枠を作って、その枠組みの中で管理をすることになったので、これは通常の操業状態にある原子力施設とは全く異なる運用をするということでもあります。

そこで、1 mSv/年という数字が出てくるのですけれども、これは、言ってみればたまたまそういう目安を設定しただけであって、通常の線量限度とは全く異なるものであるという解釈になるかと思えます。

ただ、問題は、RI法に関しては特定原子力施設に相当する概念がない。ないところで、確かに趣旨としてはこのとおりなのですけれども、こういった御意見を頂くのもまたもつともなところがあって、法令の条文だけ見たときに、本当にこういう趣旨なのですかということを主張することができるのかどうか。結局そこに戻ってきてしまうというのが私の率直な感想です。

○更田委員長

伴委員がおっしゃるように、頂いた御意見全てがとは言わないですけども、もっともな面があって、更に言えば、これは自然放射線と医療被ばくは除くとされているけれども、実態上、例えば福島第二原子力発電所を考えたときに、1F事故由来のバックグラウンドの上昇があるわけです。それを考えているかというのと、考慮しているわけではないはずで、対象とする施設由来を考えますよと。例えばRI法でいえば、RIの適正な取扱い、適正な保存を目指そうということだから、趣旨は、規制対象とする線源由来の放射線についてのみ考えていますということなのだろうけれども、だからといって、他の原子力施設由来のものを考慮に入れているわけではないのですね。だから、福島第二原子力発電所であっても、福島第一原子力発電所事故由来の線量の上昇を考えているわけではない。

本来からすれば、規制対象とする線源由来についてこうですよというように、より普遍的な押さえ方もあるだろうし、実態としては、本当に改正が必要なのかというのと、実質上は規制対象由来の線量だけ考慮して評価しているということに照らしていえば、必ずしもこの改正は、改正そのものが必要ではないのかもしれない。ただ、誤解を招く可能性はありますので。

様々に考えなければならぬところがありますし、それから、特定原子力施設というのは飽くまで原子炉等規制法の定めなので、炉規法でこう定められている施設についてはRI法でもというのは、法律に書かない限りそういう引っ張り方はできないだろうし、RI法はRI法で別途というのは今回の改正の趣旨なのであろうけれども、このやり方がベストかどうかというのは、やはり疑問がありますね。昨年11月11日にもっと気付くべきだったところがあるだろうと思っていますけれども。

普遍的な書き方をしに行くというのも一つの考え方だろうと思いますけれども、伴委員、いかがですか。

○伴委員

運用上、もう既にこうなっているというのが前提になっていると思うのですが、運用はこうなのですよという言い方がどこまで通じるのかなのです。誤解を防ぐために、今回こういう追加をするということなのだけれども、逆にそれを書くことによって、また別の誤解が生じるというようなところがあって、極端な話、運用上はそうになっているからと言えるのであれば、この条項自体要らないのではないかという議論も出てきてしまうような気がするのですけれども。

○更田委員長

そうです。ただし、そうしたら運用は明確に説明されている必要があるだろうから、例えば実態として自然放射線と医療被ばくと他施設由来のという言い方なのだろうけれども、様々な多義的な解釈ができてしまうだろうから。

○伴委員

だから、「運用上」という考え方がどこまで許されるのかなのですけれども、全てを網

羅しようと思うと、網羅し切れないものが出てくるし、実際、現在においても、かつての大気中核実験によるグローバルフォールアウトは若干残っているわけですよ。でも、それを除くなんていうことはどこにも書いていないのです。でも、結局は除いているわけです。だから、そういったやり方と同じようにみなせるのかどうかというところかと思えますけれども。

○更田委員長

「除く」と考えるよりも、実態上の評価というのは、RI施設の許可を受けようとするときは、その施設で使われるRIを線源として、それだけを線源として評価しているわけだから、「これこれを除く」というようにするからややこしくなるのだろうと思えますけれどもね。RI法が規定しようとしている規制対象を線源としたときに、境界線上でどれだけの線量以下になることということであれば分かるのだけれども、あたかも境界線上で測定されるものから何かを除いていっているかのような概念になっているので、だったら他施設由来のもの、あるいは大気圏での核実験でのフォールアウトの影響はどうなのかとか、様々な話が出てきてしまうのだけれども。

ほかの委員は何か御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

なかなか難しく、でも一方、重要な議論だと思うのですが、こういう議論は本当は昨年11月11日のときにもっとやっておいてもよかったなと思うのですが、パブコメが来て、それに関連した意見等もあるということで、今回議論していることだと思いますが、運用上としたときにどういうものがあるのか、あるいは告示の第24条の項（第2項）を追加するのがいいか等があるのですけれども、どこかにこのようなことを文章で書いておかないといけないということも一方であるのでしょうか。

○更田委員長

規制対象とする線源以外の線源については除いているというのは、他施設由来の場合も除いているわけだから、改めて書くまでもないという考え方も一つの考え方ではあるのですけれども、そうであれば、もう本当に規制対象とするRIだけ、線源だけを考えているとどこかに規定されているか説明されているべきだろうと思うのです。

それから、昨年11月11日とおっしゃったけれども、もうパブコメにかけたものだから変えないというのも本末転倒で、パブコメで御意見を頂いたからこそ考え直すというのはとてもいい機会だと思うのですけれども。

○伴委員

実際パブコメを頂いて、改めていろいろ難しい問題があるなと気が付かされたところがあると思うのですね。だから、確かに「除く」、「除く」、「除く」とやっていくと、全てを網羅するのは難しいので、本来であれば「これを対象とする」という、対象とするものを明示して、これはこういう趣旨なのですよというのを運用のところで解釈するという

のが恐らく本来の姿だろうとは思いますが。

○更田委員長

くどいようだけれども、RI法の目的、趣旨に照らしていえば、適正な運用、保存などを確保するためのものだから、飽くまでここで言っている線源はRIなのですよね。

山中委員、石渡委員はいかがですか。

○山中委員

この施設についてどうという話ではなくて、もう少し一般的に、今、議論になっている、ある施設由来の放射線について考えるべしというのは、その方がいいのかなど。ただし、そのときには自然由来あるいは医療等に起因するものは除くという表現ですかね。その中には（大気中核実験によるグローバル）フォールアウト、あるいはチェルノブイリ（原子力発電所事故）のときも飛んできているわけですが、そういうものは無視してやってきたわけですから、今回も1Fの中にある施設という特別な事情はあるのでしょうかけれども、一般的に考えるとやはりそうかなど。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

もちろん普遍性ということを重視するのであれば、これは必ずしも適切なやり方ではないのかもしれませんが、しかし、ここにはっきりと1Fという場所を明示して、そこではこのようにしますという改正になるわけですから、実際の運用として、私はこのやり方でよろしいのではないかと考えます。

以上です。

○更田委員長

他施設由来のものは評価に含めないというのは、運用でそうなっているのだと思いますけれども、読めるようになっていくかな。一例ですけれども、2F（福島第二原子力発電所）で線量評価するとき、1F由来は含めていないのですよね。

○山中委員

そうだと思います。原子炉施設と見ている以上はそうかなど。ただ、そうでなくなったらどうなのかなというのは、私は心配なところなのです。

○更田委員長

普遍的にと言うと、この手の評価は他施設由来を考慮しているわけではないですね。どういう計算の仕方をしているかといったら、やはり対象とする線源で遮蔽計算等をしてやって、飽くまで評価上の境界線上の線量を求めるにすぎないので、2通りの対処があるだろうと思っています。その他のものについて触れていないところはあるけれども、石渡委員のおっしゃるように、もうとにかく東京電力福島第一原子力発電所に関しては特別だから、それを明確に記して規定しておく、ほかの施設に比べて特段の事情があるということで、今回の改正案で先へ進むというのも一つの考え方だし、もう一つは、やはり対象とす

る線源を特定しに行くような形での告示案の書き方ができないかどうか改めて検討する。

田中委員。

○田中委員

更田委員長の二つの考えがあったのですが、二つ目のものは、対象とするものに限定して等々という形で、告示案の書き方をもうちょっと工夫すべきだという話ですか。

○更田委員長

そうですね。今、二つ目の考え方に沿って告示案があるわけではないので、その考え方に沿って改正を考えてみてもらおうということ。

○田中委員

逆にこういう告示のところに書かなくても、運用としてそうしているのだとすれば共通理解でもいいし、そういうところだけを別の文書で作っておくという手もあるかと思うのですけれども、そういう第3案的なものはないということですか。

○更田委員長

告示とは別にですか。

○田中委員

はい。

○更田委員長

そうすると、先々トレースしづらくなるでしょうね。

何が問題かというのは特定できたと思いますので、一度、三つの案で裁決してみたいと思います。第1は、石渡委員のおっしゃったように、東京電力福島第一原子力発電所ということ特定しているという意味で、現行案。二つ目は、規制対象とする線源を特定に行くという形での再検討。三つ目は今、田中委員のおっしゃった折衷案かな。告示案の改正はこれでやるけれども、ただし書文書を作ると。

荻野長官。

○荻野原子力規制庁長官

その前に、三つの案について若干クларифァイさせていただきたいのですけれども、今、宮本管理官の方から説明したといいますか、この案は、施設由来のものをカウントするということを前提に、運用というお話がありましたけれども、それが正しい解釈であるという前提の下に、ただ、1Fという場所について非常に特殊な状況があるので、正に石渡委員がおっしゃったように、場所を明示して確認的に当然の解釈を改めて確認しておくというのが一つです。

その後、更田委員長は二つ案をおっしゃいましたけれども、普遍的なケースという意味は、解釈を普遍的に変えるということなのか、それとも普遍的に宣言するということなのか。その「普遍」というのはどこまで及ぶものか。これはRI法の数量告示を議論していますが、RI法なのか、それとも炉規制法なのかということ。それはどのレベルでやるのかということで、確認ができないと本件処分ができないという性質のものなのか、

そういう案なのかということです。

それから、三つ目の田中委員がおっしゃったものは、私の理解ですと、解釈を原子力規制委員会として明確にしておくということだと思います。それは、このパブコメ案にも書きましたように、元々の法の趣旨が、施設から出る放射線について離隔なり遮蔽なりによって低限度に抑えるということをチェックするということなのだから、そういうシステムのものなのだから、その施設由来のものでは当たり前であろうという前提なのだけれども、そこはそのように除くとは条文には書いていないので、だからこういう議論が起きるのであろうと。

したがって、それは解釈を明確にするということなのですから、それは書き方の問題として、どこでどう書くのかということで、個々の単発の告示にただし書くような性格のものではなくて、むしろ原子力規制委員会として、原子力規制委員会所管法令についてはこう考えるということを書き決定していただくなり、解釈文書を決定すると。そうすれば、それが一つの統一的な解釈になりますので、それは更田委員長のおっしゃるトレーサビリティの問題というのは余りなくなるのかもしれませんが、そういう一種の解釈文書を明示するということであれば第3番目の案かと思うのですけれども、告示のただし書というように規定の形式を縛られますと、それはちょっと書きようがなくなる可能性があります。

整理しますと、1番目の案は、1Fに限っては確認的な規定を原案どおりやっておく。もう一つは、更田委員長のおっしゃるように、もうちょっと一般的な告示なり規則なりの改正を行うというもの。三つ目は、文書により解釈を確定して、原子力規制委員会として決定していただくという三つの案であれば、その後の対応はいずれでもできると思います。

○更田委員長

まだ明確でないところがあって、1番目は原案を了承するというものです。

2番目は、対象由来とのみ書けないかという検討をしてもらおうということであって、その対処の方法は、告示をそのように改めるというやり方もあるだろうし、どの段階に書くかというのは検討次第です。ですから、今日の時点でどこを変えに行くかと特定するつもりはない。

それから、3番目もいくつものパターンがあって、告示を変えに行った上で、さらに告示で書き切れない部分に関して見解文書を出すというやり方もあるし、告示案については現行の提案のみして解釈を出すというのものもあるし、更に言えば、今回の改正を行わずに見解文書のみというやり方もあるだろうと。

だから、田中委員の御発言が発端ですけれども、三つ目のやり方もバラエティーがあるし、私が言っている2番の検討であっても、告示で対処しろということ限定しているのではなくて、そういうやり方が可能かどうか、まず検討してもらおうという意味です。

○荻野原子力規制庁長官

了解いたしました。

○更田委員長

そうすると、まずは2択でやろうか。事務局から説明があった告示案の改正をこの時点で了承するかしないかをまず決めたいと思います。しないとなったら、その後の対処についてまた少し議論をした上で、必要があれば裁決をしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。こういう裁決の仕方をするのはよろしいですか。

○伴委員

前回これを議論したときに、根本から直そうとすると非常に時間がかかってしまって、1Fの状況は分析を早く進めなければいけないというところもあるので、言わばやむを得ずこういう形を取りますということで、我々も了承したという経緯があったと思います。

今、除くものを明示するのではなくて、何を対象とするのかを逆にはっきりさせるというような改正を行うということがどれだけのリソースを必要とするのかによって、結論は変わってしまう。

ただ、私が今日改めて申し上げたいのは、前回やむを得ない措置としてこういう方向でということでは了承したけれども、こうやってパブリックコメント、御意見を頂くと、パッチを当てることによって、そのパッチがまた別の穴を広げてしまうようなところがあるなということに気付かされました。だから、仮にこれを今、ゴーサインを出していくにしても、未来永ごうこのままいくとは思わない、これでいいとは思わないのですね。だから、全ては今、置かれた特殊な状況、特にどれだけのリソースを必要とするのか、そこにかかってくるような気がします。

○更田委員長

これがパッチワークであるのは事実です。そういった意味では、例えば検討してもらって、やはりリソースとの兼ね合いでこれしかありませんというのが返ってくることも含めてですけれどもね。ですから、私が採決したいのは、今日了承するか、今日はしないかで行きたいと思います。

検討した結果、例えば線源由来のみという書き方というのは事務的に不可能であるとか、あるいは、解釈文書、見解文書で規定できるのでという提案もあるだろうけれども、まず今日決めるべきは、事務局から説明があった改正案を了承するかしないかだと思います。了承しなかった場合の対処については、少し議論をしたいと思います。

いかがですか。よろしいですか。

では、今日説明のあった一部改正案の了承に賛成の方、挙手をお願いします。

(田中委員、山中委員、石渡委員が挙手)

○更田委員長

反対の方。

(更田委員長、伴委員が挙手)

○更田委員長

そうすると、3対2ですね。それであれば、まず、別紙1の告示の改正案を了承したい

と思います。その上で、その後の対処として何か御意見があれば。これは要するに改正案を出して見解等は必要ないということなのか、それとも、改正案は改正案として了承するけれども、何か別途また議論を続けてということなのかというのはどうなのでしょう。

○田中委員

原則的なところは引き続き議論があるとは思いますが、改正案となったとしても、どうしてこの時点でこれをこうしたのかということを確認しておいた方が、いろいろな方々の理解も深まるし、いいかなと思います。それをどのような形でメッセージを発信するかは別にしてもですね。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

私も、いわゆる現行案は認めるけれども、その解釈については明確に原子力規制委員会では何らかの文書の形で残すという案に賛成します。

○更田委員長

少なくとも放射線審議会に諮問するのであれば、議論の経緯は、これ（原子力規制委員会の議論の場）を見ていただければ分かることではあるのだけれども、放射線審議会に対して伝える必要があるのだと思います。このやり方もあると思いますけれども、何か御意見はありますか。

○伴委員

これは放射線審議会としても非常に重要な問題だと思いますので、やはり議論の経緯はきっちり伝える必要があると思います。

○更田委員長

どうしますか。放射線審議会への伝え方は確認しますか。

伴委員。

○伴委員

書類上は、今日の資料1の最後の2枚に付いているこれでいいと思うのですが、やはり放射線審議会の場で事務局からしっかり説明してもらう必要があるかなと思います。

○更田委員長

恐らく原子力規制委員会で議題を立てて確認するようなものではないだろうけれども、放射線審議会に対して、原子力規制委員会においてこういった議論があったというのは、箇条書きでもいいから文書になっている必要があるだろうから、それは原子力規制委員会に相談してもらいたいと思いますけれども。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

まず最低限、議論の伝え方として一番客観的なのは議事録でございますので、議事録のセッティングのタイミング等もでございますけれども、少なくとも放射線審議会の審議のと

きにはきちんとした一連の議事録が全部テキストとしてお届けできるようにいたします。

その上で、説明というのも、事務局が独自に何かを加えるというよりも、議事録を前提にそれぞれの委員の御意見を紹介するという形になろうかと思っておりますので、可能であればそこはお任せいただければと思います。

○伴委員

議事録がきちんとその場で用意されるのであれば、それで構わないと思います。

○更田委員長

では、放射線審議会への諮問について、これは了承してもよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

それでは、告示の改正案に対する御意見の考え方について、事務局の案を了承し、放射線審議会への諮問を決定します。では、決定を踏まえて、また、議事録の準備等も進めてもらいたいと思います。ありがとうございました。

改正後	改正前
<p>（線量等の算定における除外等） 第二十四条 第四条から第七条まで、第十条、第十四条、第十四条の二、第十七条から第二十条まで及び第二十二條の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。ただし、次項の規定により算定する実効線量については、この限りでない。</p> <p>2 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十二番地所在の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の敷地内にある工場又は事業所に設置される放射線施設（規則第一条第九号に規定する放射線施設をいう。）について、第十条第二項第一号に規定する実効線量を算定する場合には、当該放射線施設において取り扱う放射性同位元素、放射線発生装置又は放射性汚染物（規則第一条第二号に規定する放射性汚染物をいう。）から発生する放射線による被ばくについて算出するものとする。</p>	<p>（診療上の被ばくの除外等） 第二十四条 第四条から第七条まで、第十条、第十四条、第十四条の二、第十七条から第二十条まで及び第二十二條の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	